

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 1日

山口県知事 殿

提出者

住 所 山口県山口市朝田1091番地1

氏 名 サンヨー宇部株式会社

代表取締役 大西 利勝

電話番号 083-922-3511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	サンヨー宇部株式会社 山口工場
事業場の所在地	山口県山口市朝田1091番地1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E 製造業 2122 生コンクリート製造業
②事業の規模	443百万円
③従業員数	16名(うち乗務員9人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 ガラス陶磁器くず処理工程図のとおり。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2 責任者及び管理組織図のとおり。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	
	排出量	2848 t	t
	(これまでに実施した取組) 購入者との連絡を綿密に実施し、戻りコンの発生抑制に努めた。 コンクリートブロックを作製し、排出量抑制に努めた。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	
	排出量	4100 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・購入者と協議し、戻りコン発生の抑制に努める。 ・コンクリートブロックを作成、製品化し廃棄物の減量に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産業廃棄物の種類：ガラス陶磁器くず ・分別に関する取組み：発生した廃棄物を所定の保管場所に保管し管理する。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状とおり		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1038 t	t
	(これまでに実施した取組) ・コンクリートブロックを作成、製品化し廃棄物発生の減量に努める。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	600 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、コンクリートブロックを作成、製品化し廃棄物発生の減量に努める。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

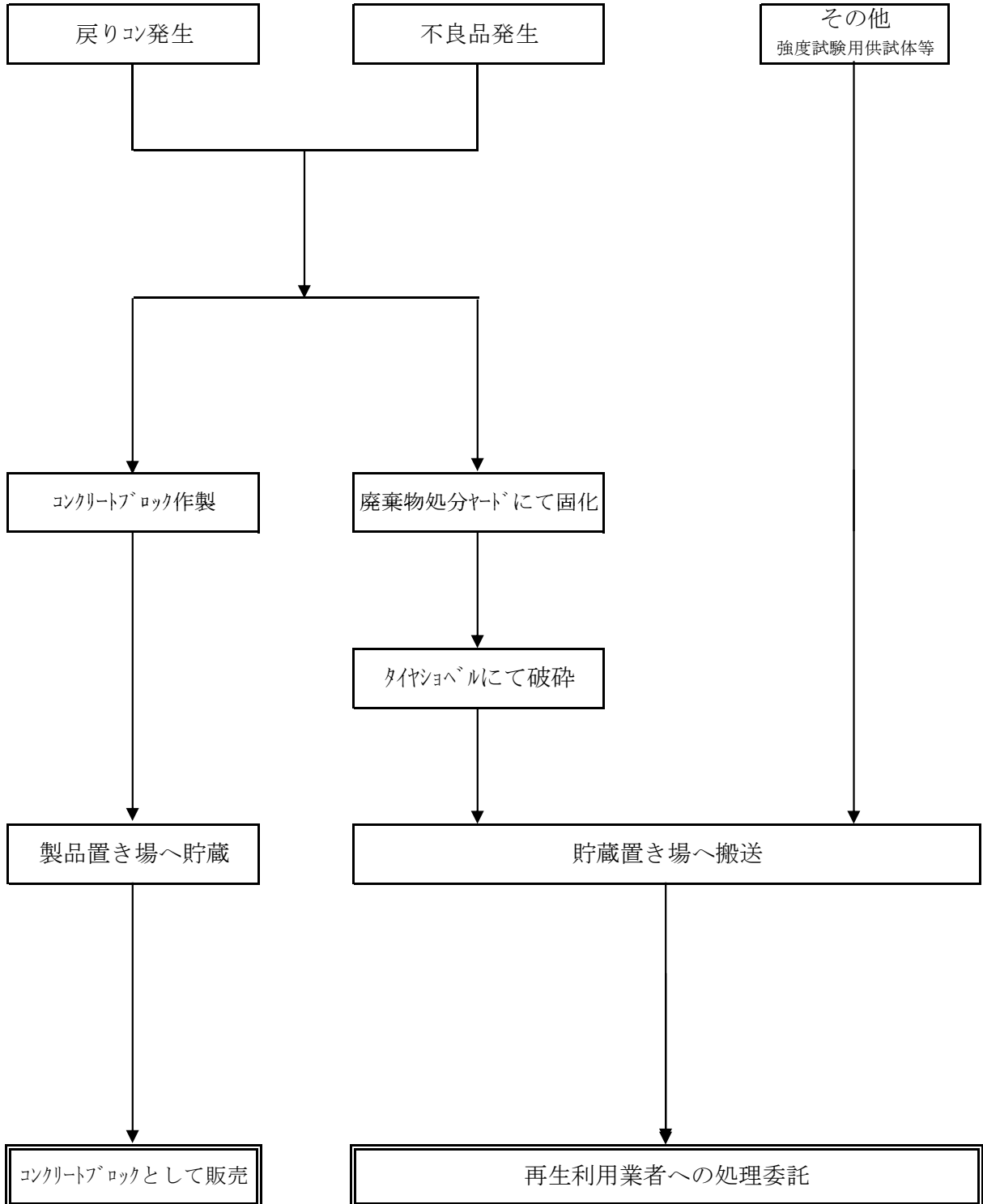
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	
	全処理委託量	2848 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2848 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、産業廃棄物処理委託契約書を締結した上で、適正処理を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器くず	
	全処理委託量	3500 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3500 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託処理業者の処分場及び処分状況を定期的に確認する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

ガラス陶磁器くず処理工程図



責任者及び管理組織図

1. 適用範囲

この規定は、当工場がレディミクストコンクリートを製造、出荷するに当たり、工場より発生する公害の防止について適用する。

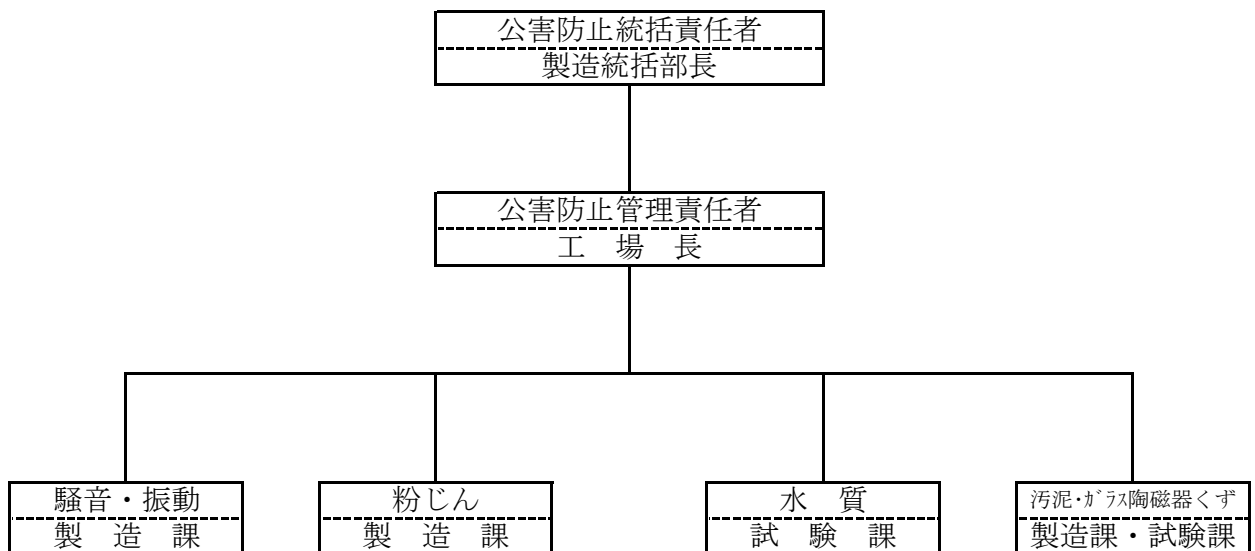
2. 目的

企業は、公害の発生を未然に防止し、環境保全に努める責任があることにかんがみ、健全な事業活動により環境保全に寄与し、地域住民の信頼を得ることを目的とする。

3. 担当

- 公害防止統括責任者 : 製造統括部長
- 公害防止管理責任者 : 工場長
- 騒音・振動 : 製造課
- 粉じん : 製造課
- 水質 : 試験課
- 汚泥・ガラス陶磁器くず : 製造課、試験課

4. 組織図



5. 管理基準

(1) 騒音、振動

設備名称	バッチャープラント	コンプレッサー	集じん機
能力	ミキ容量 : 2.5m ³ 生産能力 : 150m ³ /h	原動機 の出力 : 22kw	原動機 の出力 : 5.5kw
法的届出	騒音・振動規制法		
	平成2年4月届出済み。	平成9年5月届出済み。	平成11年2月届出済み。
公害防止管理責任 者在籍義務	・ 必要なし。		
管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早朝、夜間は製品の製造を極力避ける。 ・ 県条例で定める規制値65ホンを厳守する。 ・ 騒音の発生源については防音処置を講ずる。 		

(2) 粉じん

設備名称	土石および堆積場	ベルトコンベア	
能力	置き場面積 : 955m ²	ベルト幅 : 750mm	
法的届出	大気汚染防止法 平成2年4月届出済み。		
公害防止管理責任者 在籍義務	・ 必要なし。		
管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベルトコンベアは、フード等でカバーを行い、粉じんの飛散を防止する。 ・ セメント輸送用バケットエレベーターは、法的にその能力から届出の必要はないが、密閉型とし、粉じんの飛散を防止する。 ・ セメントのバックフィルターは能力が低下しないうちに交換する。 ・ 骨材置場は適時散水を行い、粉じんの発生を防止する。 ・ その他、工場内での粉じん発生には、細心の注意を払うこと。 		

(3) 水質

設備名称	バッチャープラント	排水処理設備	
能力	ミキサー容量 : 2.5m ³ 生産能力 : 150m ³ /h	処理能力 : 50 m ³ /h	
法的届出	水質汚濁防止法 平成2年4月届出済み。平成28年11月届出済み。		
公害防止管理責任者 在籍義務	・ 必要なし。		
管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ バッチャープラント、トラックジテータならびにダンプトラックの洗浄水は、回収して練り混ぜ水として再利用する。 ・ 生産量の増減や大雨等で大量の排水が発生した場合には、排水処理設備を通して、PH5.8~8.6、SS200ppm以下で公共水面に放出する。 ・ 沈殿槽には、沈殿物が堆積しないように定期的に清掃する。 ・ その他、排水公害の防止に努める。 ・ 六価クロム濃度の管理 測定方法 : パッケージによる六価クロム測定 排水基準 : 0.5mg/l以下 測定場所 : 最終沈殿水槽 試験頻度 : 1回/年 不適合時の処置 : 水道水で希釈する。 		

(4) 汚泥・ガラス陶磁器くず

設備名称	骨材回収装置	破砕設備	脱水設備
能力	処理能力：1m ³ /5分	2011年9月 廃止	処理能力：10m ³ 以下
法的届出	産業廃棄物処理法		
	—	2011年9月届出済み。	—
公害防止管理責任者 在籍義務	・ 必要なし。		
管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥ならびにガラス陶磁器くずを処分する際には、法で定められている許可を有する運搬、中間処理ならびに最終処分業者とし、かつ、契約書を締結したものとする。 ・ 建設廃棄物マニフェストにより適切に運搬、中間処理ならびに最終処分が行われているかどうか確認する。 ・ 脱水設備にて濾過された水は、練り混ぜ水として再利用し、脱水ケーキについては、戻りコンと同様、破砕処理し路盤材の原料とするかガラス陶磁器くず又は汚泥として処分する。 ・ 脱水ケーキの管理基準 <ul style="list-style-type: none"> 試験方法：ZKT207脱水ケーキの圧縮強度試験方法 合否判定基準：8N/mm²以上 試料採取場所：脱水設備設置場所 試験頻度：1回/月 不適合時の処置：汚泥として処分する。 		

6. 公害の苦情処理

- (1) 公害の苦情を受けた各担当者は、直ちにその内容を公害防止管理責任者に報告する。
- (2) 公害防止管理責任者は、公害の苦情を処理するに当たって、公害防止統括責任者と社内的に十分対応策を検討し、誠心誠意を持って効果的に問題の解決を図るものとする。
- (3) 公害防止管理責任者は、設備や工程を見直し、必要であれば社内標準化委員会を招集し、規格の見直し等を行い、適切な再発防止対策を講じ、公害の再発防止を図る。
- (4) 公害防止統括責任者は、発生した公害の状況、内容、解決方法、結果、再発防止対策を社長に報告する。

7. 記録及び保管

担当	書類名称	保管期間
工場長	特定施設使用届出書	永年
	特定施設設置届出書	
	産業廃棄物処理施設使用届出書	
	契約書	
	公害に関する苦情処理表	5年
	設備点検記録表	
製造課 試験課	脱水装置点検記録表	5年
	建設廃棄物マニフェスト	

